

中期目標及び中期計画について

市	<p>中期目標 (法第25条)</p> <p>◇ 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標 (期間3～5年 →岡山市は4年)</p> <p>①法人が中期計画を策定する際の指針 ②法人の業務の実績を評価する際の基準</p> <p>◇ 評価委員会の意見聴取・市議会の議決を経て、市長が定め、法人に指示し公表</p>
----------	--



法人	<p>中期計画 (法第26条・第83条)</p> <p>◇ 指示された中期目標を達成するための具体的な計画</p> <p>◇ 法人が定め、評価委員会の意見聴取・市議会の議決を経て、市長が認可。認可を受けた後、法人が公表</p>
-----------	--

[法定記載事項]

中期目標	中期計画
中期目標の期間	—
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
その他業務運営に関する重要事項	料金に関する事項
	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

注：表中「法人」とは地方独立行政法人岡山市立総合医療センターを、「法」とは地方独立行政法人法を指す。